

平成22年1月1日から

## 市役所以外での証明書発行サービス 「サービスセンター」での業務内容が変わります!

◇平成22年1月1日から、土曜日はすべて休業日となります。

◇発行できる証明書を見直します。

小郡市では、総合保健福祉センター「あすてらす」と「ふれあい館三国」に「サービスセンター」を開設しています。市役所まで行かなくても、サービスセンターで証明書を取得することができます。

今回、各種証明書発行の際の個人情報保護における本人確認の問題や現在の利用状況を踏まえた業務の効率化の観点から、サービスセンター業務および休業日を見直すことになりました。

○各サービスセンターの休業日は以下の通りです。

- ・あすてらすサービスセンター(☎72-6666) 第4水曜日および毎週土曜日
- ・みくにサービスセンター(☎75-3392) 第3日曜日および毎週土曜日

※この他に、施設整備のための臨時休館日および年末・年始(12月28日から翌年1月4日まで)の休館日が別にあります。

○今後、発行できる証明書は以下の通りです。

- ① 現在の戸籍謄本(戸籍の全部事項証明)・抄本(戸籍の個人事項証明)(日曜・祝日は発行できません)
- ② 現在の住民票謄本・現在の住民票抄本、現在の住民票記載事項証明書(市の独自様式のものに限ります)、印鑑証明書
- ③ 市県民税に係る所得・課税証明書
- ④ 納税証明書(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税を納付された方への発行です)

注意：●請求には市役所窓口での請求方法と同様の手続き(本人確認等)が必要です。

- 住民票の除票や戸籍の附票・除籍・改製原戸籍等の発行、印鑑登録や住民票コードに関すること、住所の届出や戸籍届出などはできません。

現在発行している

- ・外国人登録原票記載事項証明書(市民課)
- ・身分証明書(市民課)
- ・資産税関係証明書(税務課)

については、市役所(本庁)のみでの発行となります。

みなさまのご理解とご協力をよろしく申し上げます。

○問い合わせ先 ☎72-2111 市民課 内線414、税務課 内線124、収納課 内線132